

障害児入所施設の在り方に関する検討会開催

2019年2月6日、厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の第1回会合が開催されました。この検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長による検討会で、柏女霊峰淑徳大学総合福祉学部教授が座長をつとめられています。

障害児入所施設の入所理由として虐待や保護者の養育力不足が多くなっていること、合併障害をもつ児童が増えていること、18歳を超えた過齢児が多いこと、児童養護施設に障害児が増えていることなどの現状があることなどから、障害児入所施設の在り方について検討することとしています。

検討の観点として、障害児入所施設のもつ、発達支援機能、自立支援機能、社会的養護機能、地域支援機能の4つの機能が挙げられています。

これらの観点は、平成26年7月16日に公表された「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書「今後の障害児支援の在り方について(報告書)～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」において、「入所施設の機能の活用」として、「障害児入所施設が担うべき機能として、①重度・重複障害、行動障害、発達障害等多様な状態像への対応のための「発達支援機能(医療も含む)」、②退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行、就労へ向けた対応のための「自立支援機能」、③被虐待児童等の対応のための「社会的養護機能」、④在宅障害児及び家族への対応のための「地域支援機能」が考えられる。それらを基本としつつ、今後の入所施設の在り方について検討し、その機能の活用を図るべきである。」(p6-7)とされていることを

踏まえたものです。

検討会は、本委員会と、その下の福祉型障害児入所施設ワーキンググループと医療型障害児入所施設ワーキンググループの2つのワーキンググループにより構成されており、関係団体のヒアリングなどを経て、2019年12月には報告書を取りまとめる予定です。

「障害児支援の在り方に関する検討会」は、次のサイトにあります。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000050945.html>

また、本検討会のサイトは、次のとおりです。(寺島)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192312_00002.html

日盲連が弱視に関する懇談会報告書を公表

社会福祉法人日本盲人会連合は、2019年2月11日、弱視に関する懇談会報告書「見えづらい・見えにくい人のくらし」を公表しました。平成27年12月から平成30年11月まで、15回にわたり開催された「弱視に関する懇談会」で得られた意見や要望をまとめたものです。

近年、弱視者からの要望が増え国や関係機関に働きかけることが増えてきているが、弱視者は人によって見え方や行動が大きく異なることから、全ての弱視者の要望をまとめることが難しく、明確な働きかけができないことがあったり、また、日盲連自体も弱視者の多様性について十分に理解していない部分もあったことから、弱視者のことをもっと深く理解し、弱視者の要望を国などへの的確に働きかけを行うために同懇談会を開催してきたとのことです。

98ページにわたって、移動、仕事、雇用、生

活など、弱視者が困っている内容や改善への要望が項目別にわかりやすく記述されています。

例えば、「第3章弱視者の行動」「第3節 生活(買い物、契約)」では、「店舗での買い物」「飲食店」「自動販売機」「洋服関連」「インターネットでの買い物」「銀行」「生命保険」「契約行為」というように、場面別に記述されています。

関係者必見です。報告書は、下のサイトからダウンロードできます。(寺島)

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/190122-jimu/>

海外情報

[米国]自閉症ケア法の再承認のための法案提出

2019年2月7日、民主党のマイク・ドイル議員と共和党のクリス・スミス議員は、自閉症ケア法を再承認するための法案を下院に提出しました。

法案の名称は、「自閉症ケア法2019 (Autism CARES Act of 2019 (HR 1058))で、「自閉症ケア法2014 (Autism CARES Act of 2014 (P.L. 113-157))が、2019年に失効することから、その延長を求めるものです。

自閉症ケア法の前身は、2006年に成立した「自閉症克服法(Combating Autism Act.)」で、それが「2014年自閉症ケア法」により5年間が延長されたものを、さらに5年間再度延長しようとする法案です。

自閉症の研究・調査・専門家養成、早期発見などのため、国立衛生研究所(NIH)、疾病管理センター(CDC)、および保健資源管理局(HRSA)のプログラムへ10億ドル以上の資金提供をします。

今回の法案では、次のような内容に特徴があります。

- ・自閉症およびその他の発達障害に関連する活動の進捗状況、ならびに自閉症スペクトラムの人々の健康および福祉について、保健福

祉省(HHS)に対して、議会に報告するよう要求する。

- ・NIHに対し、あらゆる年齢の自閉症者の発見と結果の改善を目的とした研究を実施するよう指示する。

- ・医療提供が不十分な地域の発達行動小児科医に対する助成金を優先的に配分するようHRSAに指示する。

- ・子供だけでなく、すべての年齢の自閉症スペクトラム障害を持つ個人に対する研究、調査、教育、発見、介入の必要性を反映するように、公衆衛生サービス法(PHSA)の一部を修正する。

詳しいことは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.insidernj.com/press-release/smith-bill-reauthorize-landmark-autism-law-introduced-house-hr-1058/>

[米国]フロリダ州で刑務所内の精神障害のある囚人の処遇改善のための和解が成立

Prison Legal News2019年2月号によれば、フロリダ州の障害者擁護協会であるディスアビリティ・ライツ・フロリダ(Disability Rights Florida)とフロリダ矯正局(Florida Department of Corrections:FDOC)は、精神障害のある囚人のケアと治療に関して和解合意に達しました。

この和解は、2018年1月にディスアビリティ・ライツ・フロリダが連邦地方裁判所に訴えたことによるものです。

訴状では、フロリダには、治療を必要とする精神疾患があると診断された18,000人以上の囚人がおり、FDOCは、約1,200人の囚人を治療できる10か所の治療施設を刑務所内にもっているにもかかわらず、個性のない個別サービスプラン(Individual Service Plans:ISP)しか提供しておらず、囚人個々の精神的健康状態と無関係に処遇していると主張しました。

また、入院患者のメンタルヘルス部門に資格のある臨床スタッフや刑務官がいないことが挙げられ、精神病による行動に対する不適切な投薬、拘束、処罰が行われていると非難しました。

和解によれば、FDOC は、囚人の個々のニーズに合わせて治療を調整する ISP を作成するとともに、初期段階、および、定期的、または、緊急時に各囚人のケアニーズを満たすための学際的サービスチームを創設することになりました。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。

<https://www.prisonlegalnews.org/news/2019/feb/5/florida-doc-agrees-reform-prisoner-mental-health-care/>

なお、参考までに、フロリダ州では、刑務所内の障害者の処遇改善を約束した和解も2018年に成立しています。(寺島)

[英国]介護制度に関する超党派議員連盟発足

介護制度に関する新しい全党議員連盟 (All-Party Parliamentary Group on Social Care) が、2019年2月27日に結成されました。介護制度に着目し、この分野の財政と要員配置を検討することを目的としています。昨年夏に、GMB 労働組合および英国在宅介護提供事業団体の HC-One が、高齢化、不十分な予算配分、そして、モラル不足のために、英国の介護制度が、危機的状態にあるという警告したことに端を発して結成されたものです。

高齢者など支援を必要とする人々が、ふさわしい尊厳を持って生活するのを助けるために、持続可能で質の高い柔軟なサービスを利用できることが不可欠であるにもかかわらず、それを支える介護職員の賃金が低く、社会的な尊敬も得られていないことから、この新しい議員連盟は、介護職員を重視する介護システムを確立するために政府が行わなければならないことについて、証拠に基づいた提案を行うこととしています。

GMB と HC-One が後援しています。

くわしくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.gmb.org.uk/news/cross-party-group-tackle-care-crisis>

[オーストラリア]国家障害者協定の見直しに関するレポート

2019年2月1日、政府の生産性委員会 (Productivity Commission) は、国家障害者協定の見直しに関するレポート「国家障害者協定の見直し (Review of the National Disability Agreement)」を公表しました。

国家障害者協定 (Disability Agreement : NDA) は、2008年7月17日にオーストラリア政府が障害者権利条約を批准したこととともない連邦政府、州政府、および特別地域がとりきめた障害者関連サービスの提供に関する高水準協定で、2008年に合意され、2009年から発効しています。また、2012年に一部改正されています。

この協定に基づき、あらゆる行政府が連携して障害者サービスを提供すること、連邦政府は障害者のニーズに合致した雇用サービスと収入保証の提供に責任を有すること、各州および特別地域政府は専門スタッフによる障害者サービスの提供責任を有することなどの役割分担が合意されました。

しかし、この協定は、合意されてから10年を経過しており、時代遅れになっているのではないかと懸念から、オーストラリア政府は、生産性委員会に対して、国家障害者協定が現代政策において妥当なのか、更新の必要性がないのかを検討するように依頼したものです。このレポートは、その報告書です。

レポートによれば、現在の協定は、時代遅れになっており、政策への影響力が低下しているため、政府間の協力を促進し、各政府の役割と責任を明確にし、かつ強化するために新しい協定が必要であるとのこと。

例えば、主に重度障害者を対象として、2013年に国家障害保険制度(National Disability Insurance Scheme:NDIS)が創設されましたが、その役割分担などが国家障害者協定には記載されていないなどが指摘されています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。レポートをダウンロードできます。(寺島)

<https://www.pc.gov.au/inquiries/completed/disability-agreement/report>

[オーストラリア]NDIS のサービス提供事業者の財政状況に関するレポート

2019年2月、「社会的影響センター(Centre for Social Impact:CSI)は、年次市場調査(National Disability Services' Annual Market Survey)を検証し、全国障害保険制度(National Disability Insurance Scheme:NDIS)のサービス提供事業者の財政状況を分析した報告書を公表しました。

報告書のタイトルは、「障害分野はどのようにやっているか？年次市場調査からの報告(HOW IS THE DISABILITY SECTOR FARING? A report from National Disability Services' Annual Market Survey)」です。

CSIは、ニューサウスウェールズ大学シドニー校、ウェスタンオーストラリア大学、スウィンバーン工業大学が共同で設立した組織です。

NDISは、重度障害者のためのパーソナルアシスタントの制度で、2013年から段階的に導入されました。個別の自立計画に基づき、必要なサービスを利用者が選択・購入し、保険制度がサービス量に応じて対価を支払うという制度で、わが国の介護保険に似ています。ただし、個人が自分の口座に保険制度からサービス量に応じた額を受け取って、自分が支払いを管理するということも可能であるなどの違いもあります。

大きな制度改革であったため、いろいろな影響がでており、さまざまなレポートも出されていて、このブログでも何度も紹介しています。今回のレポートは、この制度を支えるサービ

ス提供事業者の財政状況や運営状況を中心にレポートしたものです。

結果から見えて来たものは、これらの事業者の財政状態は不安定になっていることです。政府が決めたサービス価格よりも実際にかかる費用の方が多いことがあり、利用者のニーズに応えられないなどのため小さな事業者を圧迫しているようです。

興味深い報告がなされています。下のサイトからダウンロードできます。(寺島)

<https://www.csi.edu.au/research/project/how-disability-sector-faring/>

[ニュージーランド]障害者権利条約の障害者主導のモニタリングを行う調査機関決定

社会開発省(Ministry of Social Development)障害問題事務所(Office for Disability Issues)の2019年1月24日の発表によれば、国連障害者権利条約の障害者主導のモニタリングを行う調査機関として、ドナルド・ビーズリー研究所(Donald Beasley Institute)が指名されたとのことです。

指名したのは、障害者団体連合ですが、予算は、障害問題事務所を通して政府からでています。ニュージーランド政府の国連障害者権利条約への取り組みを監視するための3年間の調査プロジェクトで、1年目は、住宅環境を調査することとされています。

ドナルド・ビーズリー研究所は、ニュージーランドのダニーデンに本拠を置く独立系の非営利団体で、応用研究、評価、教育を通じて、障害のあるニュージーランド人の健康と福祉の向上を目指しています。35年の歴史を持ち、国連障害者権利条約と、障害研究および障害研究者の能力開発に深い関心をもっています。

プロジェクトリーダーは、Robbie Francis博士で、自身が障害のある女性でディスアビリティ・ライツ・プロモーション・インターナショナル(Disability Rights Promotion International:

DRPI)の調査モデルを利用して、モニタリング調査を行います。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。

<https://www.odi.govt.nz/whats-happening/disabled-person-led-monitoring-of-the-uncrpd/>
DRPIのサイトは次の通りです。(寺島)

<http://drpi.research.yorku.ca/>

[ベトナム]初の障害者全国調査(2016)の主要調査結果を発表

2019年1月11日、ベトナム統計局(General Statistics Office: GSO)とユニセフ(UNICEF)は、2016年と2017年にユニセフの技術支援を受けてGSOが実施した障害者の全国調査結果を発表しました。

調査の内容は、ワシントングループの作成した成人障害者の一連の質問セットと、ユニセフとワシントングループが作成した児童用機能モジュール(CFM)を組み合わせたものです。

調査結果によると、2歳以上の人口の7パーセント以上(約620万人)は障害を持っており、13パーセント(約1,200万人)が障害のある人のいる世帯に住んでいるとのことです。

また、障害のある人のいる世帯は全国平均より貧しく、障害のある児童は学校に通うことが少なく、障害のある成人は障害のない人よりも働いている割合が低い、また、彼らは、ほとんどリハビリテーションサービスを利用していない等の結果が示されました。

また、初等・中等教育においては、障害のない児童と同じカリキュラムにより教育を受けているが、肢体不自由生徒のための設備のある学校は2%にすぎないということです。

詳しくは、下のユニセフのサイトをご覧ください。

<https://www.unicef.org/vietnam/press-releases/launch-key-findings-viet-nams-first-large-scale-national-survey-people-disabilities>

調査内容については、ワシントングループの下のサイトをご覧ください。(寺島)

http://www.washingtongroup-disability.com/wp-content/uploads/2017/11/WG17_Session_9_1_Chung.pdf#search=%27Vietnum+Disability+Survey2016%27

[ラオス]日本がラオスの知的障害者のエンパワーメントを支援

ラオス・ニュース・エージェンシーの2019年1月31日の記事によれば、日本政府は、217,000ドルに相当する支援を行うことになり、同日、署名式がラオスの日本大使館で行われたとのことです。

プロジェクト名は、「ラオスにおける知的障害者社会自立のための生活・就労支援プログラム(第3年次)」で、2017年2月からNGO連携無償資金協力として3年間のプロジェクトとして実施されており、今回が最終年です。

支援する日本のNGOは、「アジアの障害者活動を支援する会(Asian Development with Disabled Persons: ADDP)」で、①知的障害者に職業訓練を実施することによって生計を維持することを支援する、②ロールモデルをつくる、③障害者の自立生活の重要性に対する社会の意識を高めることを目的としています。職業訓練としては、接客・清掃・農作業・手工芸品製作等を実施しているとのことです。

ラオス障害者協会副会長 Sommart Thongsithavong 氏、労働社会福祉省政策障害局副局長 Sengaloun Louanglath 氏らの出席のもと、久野和博在ラオス日本大使館臨時代理大使と、中村由希 ADDP 事務局長との間で贈与契約が交わされました。

記事は、下のサイトをご覧ください。(寺島)
<http://kpl.gov.la/En/Detail.aspx?id=43229>

[福祉機器]脳性麻痺児のための人工筋肉を使った下肢装具

デラウェア大学(University of Delaware)の研究者チームは、フィラデルフィアのユニバーシティ・シティ・サイエンスセンター(University City Science Center)から20万ドルの助成金

を受けて、支持だけでなく運動を補助する機能をもった下肢装具を開発しています。

従来の装具は、硬質プラスチックで作られていますので、関節を安定させたりする機能はありますが、運動を補助する機能はありません。しかし、同チームが開発中の下肢装具は、電流に反応して収縮する、誘電エラストマーアクチュエーター (dielectric elastomer actuators) として知られている柔らかい筋肉のような「スマートマテリアル」を使用してアライメントを修正することができます。

さまざまな筋肉の動きを補助することで足の萎縮を最小限に抑えることが期待できるとのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://www.udel.edu/udaily/2019/february/grant-device-cerebral-palsy-science-center/>

[玩具]車イスと義足のバービー人形

2019年2月13日付BBCニュースによれば、バービーの60歳の誕生日を祝して、車椅子バービーと義足のバービー人形が販売されるということです。障害をもつバービーは、初めてのということです。

おもちゃメーカーのマテルは、左上腕欠損で生まれた米国の13歳の障害活動家ジョーダン・リーブス (Jordan Reeves) 君と協力して義肢をつけた人形を作りました。

障害関係の慈善団体も、障害のある子供たちは自分たちと自分たちの生活を代わって表現している玩具で遊ぶ機会を持つべきだと主張し、前向きに評価しているとのこと。

記事は、下のサイトをご覧ください。(寺島)
<https://www.bbc.co.uk/newsround/47212877>

[生活]上肢が不自由でも髪をとく方法

アビーさんは、中学生のとき、交通事故で頸髄損傷 (C5-6 の不完全損傷) を負ったために上肢の障害が残りました。しかし、いろいろな工夫をすることで生活しており、彼女のブログ

で紹介しています。

そのなかに、髪のブラッシング、ドライヤーとストレーナーの使い方を紹介した記事がありました。

例えば、カウンターに寄りかかってバランスをとる、ブラッシングは下から行う、ドライヤーやストレーナーはつなぎっぱなしにしておくなどの工夫を紹介しています。

ブログの記事は下のサイトにあります。(寺島)

<https://inthewaitingblog.com/2019/02/06/adapting-hair-styling-tools-for-independence/>

情報フォルダー

韓国の新しい障害認定基準の検討状況

李美貞 (韓国 HANSHIN 大学民主社会政策研究院研究委員)

韓国の障害認定制度が今年7月から新しく変わる予定である。これまでの韓国の障害認定制度は医学モデルに基づき障害の有無を判断し、障害の重さを決めた。すなわち、医学検査の結果で障害の重さを測り、重い順に1から6まで数字を付けた障害等級である。そして、障害等級は障害福祉サービス、障害年金、税金減額など国や地方自治団体が提供するすべての支援策の基準として長い間使われてきた。

障害等級1の場合はすべての福祉サービスを受けられ、障害年金もあり、税金も多く減額される一方、障害等級4から障害等級6の場合は必要なサービスを受けられない状況であった。そのため障害者団体や専門家から障害等級に基づいた障害認定制度に対する反論や反発が多くあった。

その理由の一つ目は、障害認定制度が医学的なモデルであり、障害をもつ者の様々な環境を反映できず、人それぞれに合う必要な

サービスが提供されない。二つ目は、障害等級が同じであれば提供されるサービスの量も同じであり、重複障害を持つ者は単一障害を持つ者と比べサービスの量が足りず苦勞していた。三つ目は、身体的障害(身体障害)と精神的障害(精神、知的、発達)間のサービス量の差異があった。障害福祉サービスのほとんど身体的障害を対象にしており、精神および知的や発達障害のサービスは少なかった。

そのような指摘を受け、保健福祉部(日本の厚生労働省)は障害等級を基にした障害認定制度を変えるため、2014 年から専門家らを集め研究を始めた。まず、海外の障害認定制度を分析し、医学的モデルではなく社会的モデルを考え、韓国の状況に合う障害者総合支援調査票の初版が作られた。その後、モデル事業を実施し調査票の妥当性を確認しながら障害者総合支援調査票の内容を見直した。

しかし、研究を実施し、障害者総合支援調査票(案)を作ったが、障害者団体や専門家の大きな反発で、障害認定制度を変えるまでは迷いがあった。障害等級に基づいた障害認定制度は韓国の障害者関連制度や政策のベースとして長い間使われており、関わっている行政も保健福祉部だけではなく、雇用労働部、教育部など行政全体に及んでいた。すなわち、障害認定制度を変えるというのは障害関連政策や制度を全般的に変えることでもあり、行政全体が新しい障害認定制度に取り入れられないことでもある。また、障害をもつ者が受けられる福祉サービスと直接に関わるため、敏感な部分でもあった。

このような問題があり、保健福祉部は障害認定制度の問題を認識し研究を行いながら実施まで難しさを感じていた。その中で 2017 年韓国の大統領選挙があり、現在の文在寅大統領が障害認定制度を変える障害等級制度の廃止をマニフェストで取り上げた。さらに就任後には国家運営のための大きな課題(国政課題)として 2019 年 7 月までに障害等級制度

の廃止を完了することを公表した。

このような動きに合わせ、障害者総合支援調査について 2017 年末まで研究を重ねるとともに 3 回のモデル事業を実施し調査票を確定した。障害者総合支援調査では障害者福祉法に規定されている障害を持つ者の定義や国と地方自治団体の責任を中心に検討した。障害者総合支援調査体系は、国と地方自治団体が、障害をもつ者が日常生活や社会生活を営むために必要なサービスの総量を測定し支援する内容で構成され、国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health; ICF)のコードを活用した。また、今まで障害認定の根拠になっていた医師の診断書は障害者総合支援調査の結果が客観的に認められるのかを判断する参考資料として活用されるように変わった。

障害をもつ者に必要なサービスの総量は障害者総合支援調査票の調査結果を点数化し、それを計算式にかけたものである。その計算式は 18 時間を基準に設定されており、計算の結果は時間として現れた。18 時間は 1 日の時間の中で寝る時間を除外した時間を意味し、障害をもつ者も障害のない者にも同じように提供されるものである。障害と関係なく、誰でも障害者総合支援調査の計算の結果が一定時間以上であれば、障害として考えるように設計された。

必要なサービス時間の最短と最長の基準については行政側と研究者らが討論し、話し合った。最短時間については一日一時間以上のサービスが必要なものを対象にした。また、提供されるサービスの最長時間については当初 18 時間を設定したが国の予算の問題もあり、まず 16.5 時間にした。16.5 時間は会社や学校に通っている最重度の者に提供される時間であり、会社や学校などの社会生活していない最重度の者には 14.5 時間が提供される。

障害者総合支援調査を通じてサービスの総量が決まるが、サービスの総量が急に低下し

たり増加したりすると障害者当事者からの反発が行われる恐れがあった。そこで、行政は多くの障害を持つ者に変化がないよう障害者総合支援調査票の点数を今まで障害を持つ者に提供された活動支援制度(日本の生活介護と似ている)に合わせ、調整した。

そのため、2014年にはADL関連項目16、IADL関連項目10、認知・感覚・精神・行動関連項目29、社会活動項目2、世帯の特性に関する項目4で構成された障害総合支援調査票(案)が完成した2017年にはADL関連項目12、IADL関連項目8、認知・行動特性に関する項目8、社会活動の項目2、世帯の特性に関する項目4に項目が減った。また、項目ごとに与えた点数も変わった。一方、社会活動や世帯の特性については変えなかった。世帯の特性としては一人暮らしの有無又は周りに世話する人がいるかどうか、社会的弱者で構成している世帯、家族の社会生活の有無、居住先の階数(階段及びエレベーターの設置有無)などが含まれている。

このように障害者総合支援調査は表面的に変化が無さそうに見えるが、その中身は障害等級ではなく個人のサービス必要度によって測定されるものである。

ただし、サービスの量が減少した一部の障害をもつ者や中重度で単一の障害をもつ者は、障害者総合支援調査に反発し、障害類型ごとに調査票を作ろうという声も上がっている。

韓国政府は医学的モデルではなく社会的モデルに基づいた新しい障害認定制度をつくるため工夫しているが、すべての障害を持つ者や団体から賛同を得ていないため、2019年1月31日国務総理をはじめ障害者団体や専門家代表13人、各行政部省の長官が参加した「第20次障害者政策調整委員会」を開き、障害者福祉サービスについては、まず、約束通り、2019年7月から障害総合支援調査を基にした障害認定制度を実施することにした。

従って、2019年7月から障害を持つ者に提

供する様々なサービスの中で、活動支援をはじめ緊急安全お知らせサービス、夜間巡回訪問サービス、歩行訓練支援サービス、補助機器支援サービスなどには優先的に障害者総合支援調査の結果が導入される。また、2020年には移動支援に関するサービスに適用し、2022年までは所得や雇用部分にも適用を拡大する予定である。

また、税金減額や割引など現金支援が行われる部分ではより客観的な判断が必要なため、今まで使われてきた等級制度を維持することにした。ただ、1級から6級までの等級は、今年7月から、1級から3級までは「障害程度が重い障害者」に、4級から6級までは「障害程度が重くない障害者」に2段階に単純化することに代わることになった。

新着情報

昭和35年身体障害者実態調査報告書

厚生省五十年史

障害保健福祉主管課長会議資料

(平成16年3月3日開催、平成15年3月5日
開催、平成14年3月5日開催)

編集後記

今月号で11号になったのを機に、ページ数を増やし、新しく「情報フォルダー」のコーナーを始めました。短いニュース記事だけでなく、資料的価値のある情報を提供することが狙いです。

今回は、現在進行中の韓国の障害認定制度変更の現状について李先生に執筆いただきました。等級制度の廃止までのプロセスがわかりやすく記述されています。

今後いろいろな方に、執筆をお願いする予定です。また、これらの記事は、DINFにもアップしていく予定です。(寺島)